

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2021年4月27日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	<p>【原子力規制委員会との面談資料「福島第一原子力発電所における固体廃棄物について」の一部誤記について】</p> <p>主管グループが、関係箇所より原子力規制委員会との面談資料「福島第一原子力発電所における固体廃棄物について」の「回収した土壌以外の瓦礫等」の数値について確認依頼を受け調査したところ、当該資料の一部の数値が誤っていることを確認。</p> <p>「回収した土壌以外の瓦礫等」を集計している台帳は、廃棄物を受付けるたびに新規の受付番号を追加し、管理している。</p> <p>既登録の廃棄物の記載内容(保管容量等)が変更となった場合は、新しい受付番号を追加し、既登録の受付番号(廃棄物の記載内容)を削除することとなっていたが、旧受付番号の削除を失念したため二重で採録したと推定。</p> <p>誤記については、原子力規制委員会へ連絡済み。</p> <p>今後、原因調査および再発防止対策を検討。</p>	G II	4月22日
2	<p>【No. 1 C危険物屋外貯蔵所内のドラム缶上部キャップからの油漏れについて】</p> <p>協力企業作業員が、No. 1 C危険物屋外貯蔵所内でドラム缶搬入作業をしていた際、保管中のドラム缶上部キャップから油漏れを発見。</p> <p>当社社員および自衛消防隊が状況を調査した結果、当該貯蔵所内に保管されているドラム缶上部のキャップよりカニ泡程度の油漏れを確認。</p> <p>漏れ量は約1リットル、漏れ範囲は約1m×1m×1mmであった。</p> <p>漏れた油は堰内に溜まっており、構外への流出はない。</p> <p>漏れした油は中和剤による処理および吸着マットにより回収し、漏れしたドラム缶内の油を他のドラム缶へ移し替える作業を実施。</p> <p>原因は、廃油管理ガイドに記載の「充填量の8分目まで」が厳守されておらず、満杯まで充填されていたことと推定。</p> <p>また、主管グループにて不定期で受け入れたドラム缶の充填量は確認していたが、当該ドラム缶の充填量の確認は未実施であった。</p> <p>関連のドラム缶12本を確認した結果、10本は充填量が9分目を超え、1本は5分目、1本は2分目までの充填状況だった。</p> <p>今後、原因調査および再発防止対策を検討。</p> <p>本不適合は、当社が2021年4月22日、双葉消防本部より「指導書」の交付を受領し、不適合委員会においてグレードおよび今後の是正処置を踏まえた検討を4月27日から28日の二日間で行った結果、4月28日にグレードをG IIとした。</p>	G II	4月22日
3	<p>【6号機 計装用空気圧縮機(A)シリンダー冷却水出口配管接続部からの水の滴下について】</p> <p>当直員によるパトロール時、運転中の6号機 計装用空気圧縮機(A)シリンダー冷却水出口配管接続部からの水の滴下を確認。</p> <p>計装用空気圧縮機を(A)から(B)に切り替え、冷却水配管の上流側元弁を閉操作することで隔離し、水の滴下が止まったことを確認。</p> <p>今後、点検修理予定。</p>	G III	4月21日
4	<p>【工所用機材仮置き表示の品名と実際に仮置きされている物品の相違について】</p> <p>主管グループが原子力保安検査官より、「現場に掲示されている工所用機材仮置き表示の品名と、実際に仮置きされている物品に相違がある」との気付きを受けた。</p> <p>調査の結果、仮置き表示品名が「空ドラム缶 10缶」に対し、実際は「空ドラム缶 4缶」と「フィルターを収納したドラム缶 5缶(作動油少量含む)」の合計9缶を仮置きしており、危険物管理を含め工所用仮置き管理が適切に行われていない状況を確認。</p> <p>今後、原因調査および再発防止対策を検討。</p>	G III	4月22日
5	<p>【焼却工作建屋1階のプロセス空気フィルタ外気取入れ口据付け部からの雨水の滲みについて】</p> <p>当直員のパトロールにより、焼却工作建屋1階の除湿機設置エリアに少量の水溜りを確認。</p> <p>調査の結果、焼却工作建屋1階のプロセス空気フィルタ外気取入れ口据付け部から、水の滲みを確認。</p> <p>当該の水をサーベイトした結果、雨水であることを確認。</p> <p>水の拭き取りおよび「雨漏れ表示」の取り付けを実施。</p> <p>原因は、プロセス空気フィルタ外気取入れ口据付け部の腐食により、雨水が浸入したものと推定。</p> <p>今後、点検修理予定。</p>	G III	4月24日
6	<p>【電源盤近傍に置かれていた火災防護措置が講じられていない常設物品について】</p> <p>主管グループが原子力保安検査官より、「所内動力電源盤近傍にある常設物品の火災防護措置が講じられていない」との気付きを受けた。</p> <p>速やかに金属製の保管棚へ移動・片付け済み。</p> <p>今後、原因調査および再発防止対策を検討。</p>	G III	4月22日